

お知らせ

あかちゃんの聞こえの検査(新生児聴覚検査)の実施について

町では、本年5月1日以降に生まれるあかちゃんを対象に耳の聞こえの検査を公費負担で実施しています。検査は強制ではありませんが、聴覚の障害を早く発見し、早期に適切な援助を行うことがお子さんの「ことば」や「心」の成長にはとても大切ですので、出産後、産科医療機関で行える聴覚検査を受けることをお勧めします。

公費で検査を受ける場合は「新生児聴覚検査受診票」が必要です。5月からは、妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票と一緒に渡しています。4月までに妊娠届を出された方には4月下旬に「新生児聴覚検査受診票」を個人郵送しています。5月1日以降に出産された方は「新生児聴覚検査受診票」を利用して検査を受けてください。

(注) 高知県外の医療機関では、町が発行する「新生児聴覚検査受診票」で検査を受けることができません。里帰りなどでの町に住民票をお持ちのまま県外の医療機関で出産予定の方は、一旦自己負担し

ていただき、検査費用を町から払い戻す制度(償還払い)がありますので、事前にほけん福祉課までご連絡ください。

■問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3811

お知らせ

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。

この改正公職選挙法は、6月19日以降に公示される選挙から適用されます。通常では、本年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用される見込みです。町では、法改正後463名の新有権者を見込んでおり、町内小・中学校への出前授業などを通して、未来を担う若い世代に政治を主体的に考える重要性を理解してもらえよう取り組んでいきます。



お知らせ

災害に備え「飲料水を備蓄」しましょう

ご家庭や職場でも災害時に備えて飲料水の備蓄にご協力をお願いいたします。

▼飲料水の備蓄について

日常生活を送る上で、一日あたり3リットルの飲料水が必要です。いざという時のために、3日分の飲料水を備蓄しておきましょう。



▼水道水の備蓄方法

①ふたができる清潔な容器を用意する

容器内が汚れていると水の中の塩素がすぐに消失し細菌が繁殖しますので、水道水で何度もよく洗ってください。

②水道水を蛇口から直接容器に入れる

浄水器を通した水、沸騰させた水などは塩素が含まれていないため備蓄には向きません。必ず水道の蛇口から出てくる水を直接入れてください。



③容器は満水にして、直射日光に当たらない風通しのよい場所で保管する

容器に空気が残らないよう、水を容器いっぱいまで入れ、しっかりとふたを閉め、日陰の風通しのよい場所で保管してください。

④定期的に容器内の水道水を入れ替える

保管中に塩素が消失し細菌が繁殖するおそれがありますので、3日程度で定期的に入れ替えをお願いします。暑さが続く日は早めに入れ替えるようにしてください。また、取り替えた水は洗濯や植物への水やりなどに有効に活用しましょう。

▼市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届出が必要です。

■問い合わせ

上下水道課

☎893-1920

吾北総合支所建設課

☎867-2315

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

ます。農地でないと思つている土地でも地目が農地の場合がありますので必ず確認をしてください。

許可なく無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされるほか、場合によっては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課せられることがあります。

▼農業用施設用地への転用

自己の農地を農業用倉庫など、農業経営に必要な施設に転用する場合は、面積が200㎡未満であれば、許可の必要はありませんが、必ず農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ

いの町農業委員会事務局

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ
農地を農地以外に利用(転用)する場合は許可が必要です

農地に家を建てたり駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に農地転用許可を受ける必要があります。